

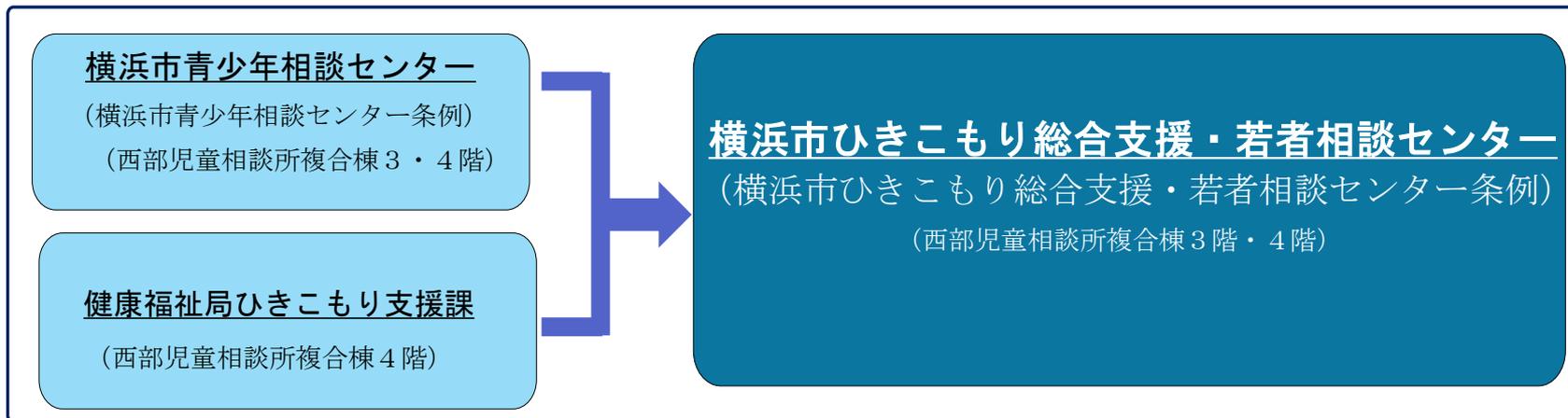
# 市第110号議案 横浜市青少年相談センター条例の 全部改正

1	提案理由	2
2	現状の課題と期待される効果	3
3	施行予定日	4
4	今後の対応	4
	【参考1】ひきこもり等困難を抱えた市民の相談先	5
	【参考2】施設概要	6

## 1 提案理由

横浜市青少年相談センター条例に基づく「横浜市青少年相談センター（こども青少年局）」と健康福祉局ひきこもり支援課を統合し、新たに「横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター」を健康福祉局に設置するため、当該条例の全部を改正します。

### 統合のイメージ



## 2 現状の課題と期待される効果

### (1) 現状の課題

本市におけるひきこもり支援は、青少年相談センター（15～39歳）とひきこもり支援課（40歳以上）において、年齢に応じた相談支援を行っています。

しかし、年齢により相談先が異なることは市民にとって分かりにくく、支援の継続性において課題がある状況です。また、世帯単位で生活困窮や障害など複合的な課題を抱えている場合もあり、地域の関係機関と連携した支援が必要です。

### (2) 統合により期待される効果

- ・ 年齢による切れ目のない相談支援の実施
- ・ 地域の関係機関への技術的支援及び人材育成支援等の強化

### 3 施行予定日（開所日）

令和8年4月1日

### 4 今後の対応

現在、相談中の方が、引き続き安心して利用できるように、丁寧に説明を行います。

また、市民の皆様、関係機関の皆様には、名称の変更や統合の目的等について、分かりやすく周知していきます。

【参考】ひきこもり等困難を抱えた市民の相談先

年齢

15歳

18歳

39歳

切れ目

65歳以上

〈統合前〉

子ども家庭支援課  
(子ども家庭相談)

子ども青少年局青少年相談センター (39歳までの若者相談)

健康福祉局ひきこもり支援課 (40歳以上)

生活支援課 (生活困窮)

高齢・障害支援課

福祉保健センター

地域ユースプラザ (市内4か所) 相談支援・社会参加・居場所

〈統合後〉

子ども家庭支援課  
(子ども家庭相談)

**横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター (健康福祉局)**

- ①年齢による切れ目のない相談支援の実施
- ②地域の関係機関への技術的支援及び人材育成支援等の強化

生活支援課 (生活困窮)

高齢・障害支援課

福祉保健センター

地域ユースプラザ (市内4か所) 相談支援・社会参加・居場所

## 【参考】施設概要

所在地	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	
開館時間	午前8時45分から午後5時まで	
休館日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで	
建物規模	西部児童相談所複合棟 5階建ての3・4階部分	施設外観 
施設内容	事務室、相談室8室、 フリースペース2室、 グループ室・家族活動 室他	相談室 